

6

利用手続

○子どもが病気になる前に

登録

1. 事前登録をしてください（登録は無料です）。

利用を希望する方は、あらかじめ、所定の「北九州市病児保育事業事前登録書」に記入の上、実施施設に郵送又は持参によりご提出ください。

（利用希望する施設それぞれへの提出が必要です。区役所での手続きはありません。）

なお、事前登録の有効期間は、登録日の属する年度内ですので、翌年度も利用を希望する場合は、再度登録の手続をしてください。

○子どもが病気になった。でも仕事を休めない・・・

予約

2. 利用予約をしてください。

利用希望日の前日までに、実施施設に電話で空き状況をご確認ください。なお、当日急に利用が必要となったときも、利用可能な場合がありますので実施施設にご相談ください。

※定員超過等の理由により利用できない場合があります。また、当日利用される子どもの疾病や病状などの状況により、定員まで受け入れることができない場合がありますのでご了承ください。

主治医意見書

3. かかりつけ医療機関から主治医意見書の発行を受けてください。

かかりつけ医療機関から、子どもの症状等に関して、施設の利用に差し支えないと認められた場合は主治医意見書の発行を受けてください。主治医意見書の費用（概ね1,500円）は保護者負担となりますので、かかりつけ医にご確認ください。

なお、原則、利用する病児保育室（事業を実施する医療機関）で診察を受けた場合、主治医意見書は不要です。

※主治医意見書を提出した場合でも、安全にお預かりするため、症状の詳細を聞きとるなど病児保育室（事業を実施する医療機関）でお預かりする当日に診察が必要な場合がありますので、各病児保育室へご確認ください

利用

4. 利用当日（予約した施設で利用）

利用予約した施設に、利用申込書（主治医意見書の発行を受けた方はその意見書も一緒に）などをお持ちの上、ご利用ください。

※登録・利用に必要な書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

URL：http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0035.html

又は

北九州市 病児保育